

鈴鹿市選挙管理委員会告示第19号

令和7年7月20日執行の参議院選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項において読み替えて準用する同法第40条第1項の規定により、期日前投票所の開閉時間を下記のとおり変更する。

令和7年6月25日

鈴鹿市選挙管理委員会委員長 前 田 和 己

期日前投票所

- 1 (1) 施設の名称 白子地区市民センター2階 会議室
(2) 設置期間 令和7年7月12日から令和7年7月19日まで
(3) 開閉時間 午前8時30分から午後7時まで
- 2 (1) 施設の名称 イオンモール鈴鹿2階 イオンホール会場
(2) 設置期間 令和7年7月12日から令和7年7月14日まで
(3) 開閉時間 午前10時から午後7時まで
- 3 (1) 施設の名称 鈴鹿ハンターショッピングセンター
1階サブコート隣 特設会場
(2) 設置期間 令和7年7月12日から令和7年7月19日まで
(3) 開閉時間 午前10時から午後7時まで（土日は午前9時から午後7時まで）
- 4 (1) 施設の名称 鈴峰公民館 ホール会場
(2) 設置期間 令和7年7月17日から令和7年7月19日まで
(3) 開閉時間 午前9時から午後7時まで